

令和8年度採用

港北区 市立保育所会計年度任用職員

保育所保育士（月額職）登録制度募集案内

市立保育所で働いていただける会計年度任用職員（保育所保育士）について、令和8年度採用分を募集します。会計年度任用職員（保育所保育士）は、あらかじめ希望する保育園を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用のほか、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

市立保育所の会計年度任用職員（保育所保育士）の登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



- (1) 登録書類（※会計年度任用職員（月額職）登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。
【申込先】港北区役所こども家庭支援課
※令和8年4月1日の任用を希望する場合には、【令和8年2月6日（金）】までに、登録用紙を提出してください。
- (2) 申込先で登録手続きを行います（任用希望登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。）。
- (3) 各市立保育所の求人の状況に応じて、登録者の中から書類選考についてお知らせします。
(会計年度任用職員申込書及び作文を指定の期日までに提出してください。)
※作文テーマは「保育するうえで、あなたが一番大切にすることを述べなさい。」
- (4) 書面選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (5) 面接選考を実施します。
- (6) 面接選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (7) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続を行います。

◆注意事項◆

- ・登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、各園の求人の条件に合わない場合には、書類選考等の連絡は行いません。

2 応募資格

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は任用日までに登録される見込みであること
(神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。)
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。

3 職務内容、勤務条件等

(1) 職務内容

- ①保育業務
- ②その他保育園運営に必要な業務
- ③その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	港北保育園（港北区仲手原2-20-19） 又は、太尾保育園（港北区大倉山4-24-7） 又は、南日吉保育園（港北区日吉本町4-10-52） 又は、大曾根保育園（港北区大曾根2-5-1） 又は、菊名保育園（港北区菊名3-10-20）
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週5日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション 【月曜日から金曜日まで】 (1) 午前6時50分から午後1時50分まで (2) 午前7時から午後2時まで (3) 午前7時20分から午後2時20分まで (4) 午前7時30分から午後2時30分まで (5) 午前7時45分から午後2時45分まで (6) 午前8時から午後3時まで (7) 午前8時30分から午後3時30分まで (8) 午前9時から午後4時まで (9) 午前10時30分から午後5時30分まで (10) 午前11時から午後6時まで (11) 午前11時30分から午後6時30分まで (12) 午前11時40分から午後6時40分まで (13) 午後零時から午後7時まで (14) 午後零時10分から午後7時10分まで 【土曜日】 (1) 午前7時20分から午後2時20分まで (2) 午前7時30分から午後2時30分まで (3) 午前7時45分から午後2時45分まで (4) 午前8時から午後3時まで (5) 午前8時30分から午後3時30分まで (6) 午前9時から午後4時まで (7) 午前10時30分から午後5時30分まで (8) 午前11時から午後6時まで (9) 午前11時30分から午後6時30分まで (10) 午前11時40分から午後6時40分まで ※休憩時間（1時間）を含む。
給与	月額220,300円 ※令和7年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

- (3) 身分：地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員
- (4) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回))

4 募集人員

各園若干名

【参考：令和8年4月1日募集人員】

- (1) 港北保育園 2名
- (2) 太尾保育園 3名
- (3) 南日吉保育園 4名
- (4) 大曾根保育園 3名
- (5) 菊名保育園 1名

5 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行ふことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

6 雇入時健康診断

必要に応じて、雇入時に健康診断を受診していただきます。

7 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報は、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 保育所保育士の任用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

8 停止条件

本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

9 申込・問合せ先

港北区こども家庭支援課保育担当（住所：港北区大豆戸町26-1 電話：045-540-2280）